

水質基準

1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.01mg/l以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。
15	1・4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/l以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下であること。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。
42	(四S・四aS・八aR)-オクタヒドロ-四・八a-ジメチルナフタレン-四a(2H)-オール(別名ジェ	0.00001mg/l以下であること。
43	一・二・七・七-テトラメチルピシクロ[二・二・一]ヘプタン-二-オール(別名二-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/l以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/l以下であること。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。